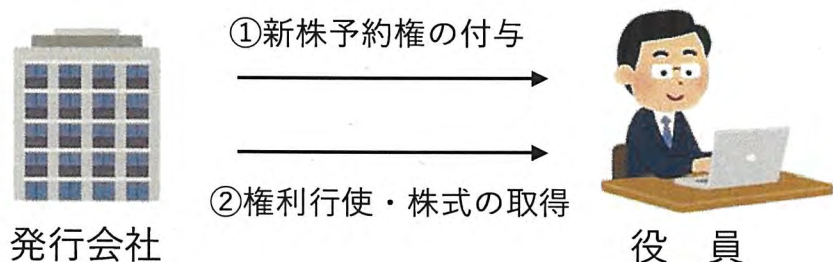


保存期間：1年
(令和5事務年度末)
令和5年2月16日
個人課税課
法人課税課
資産課税課
審理室
次長説明資料

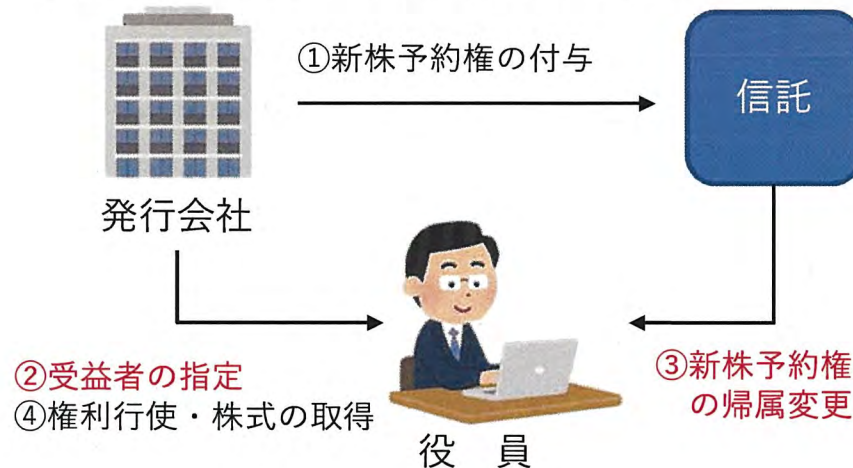
信託型ストックオプションの課税関係について

ストックオプションの種類と課税関係

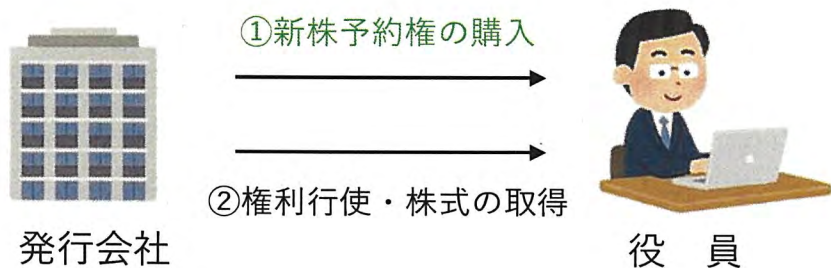
【類型①：一般型・無償（有利）発行】



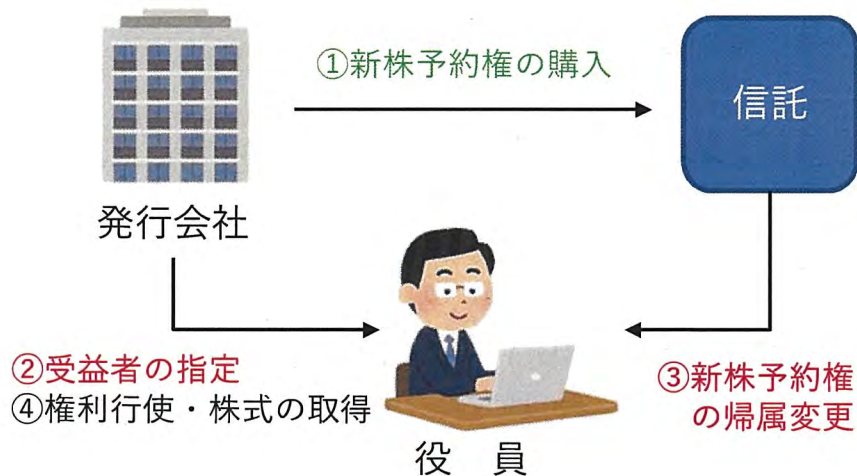
【類型③：信託型・無償（有利）発行】



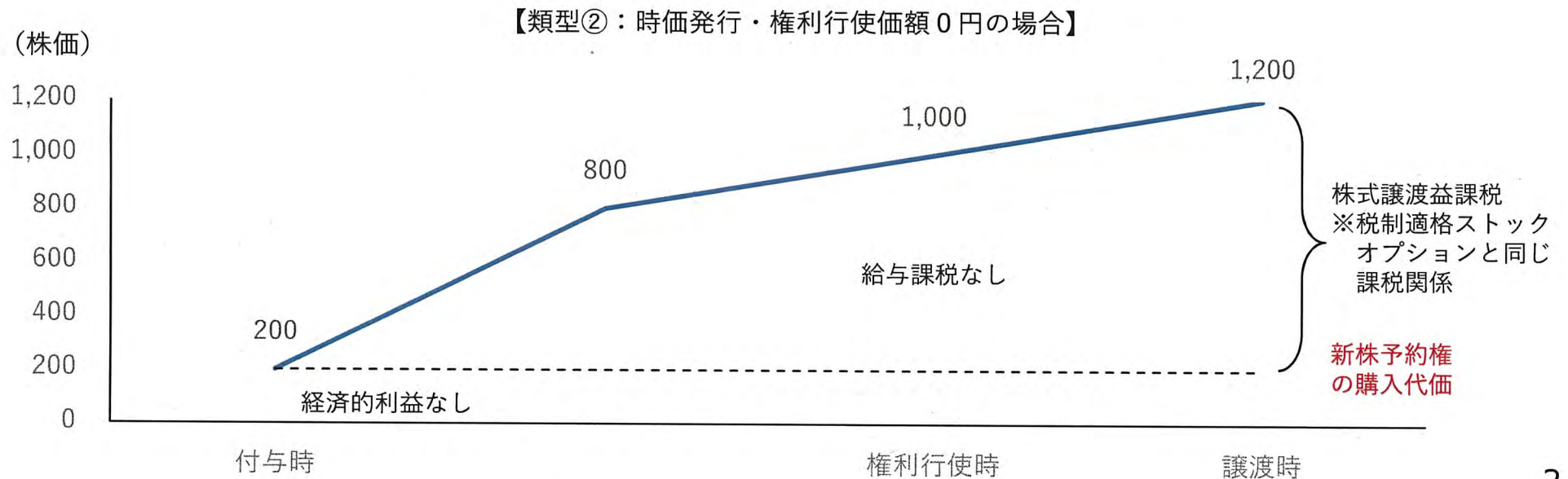
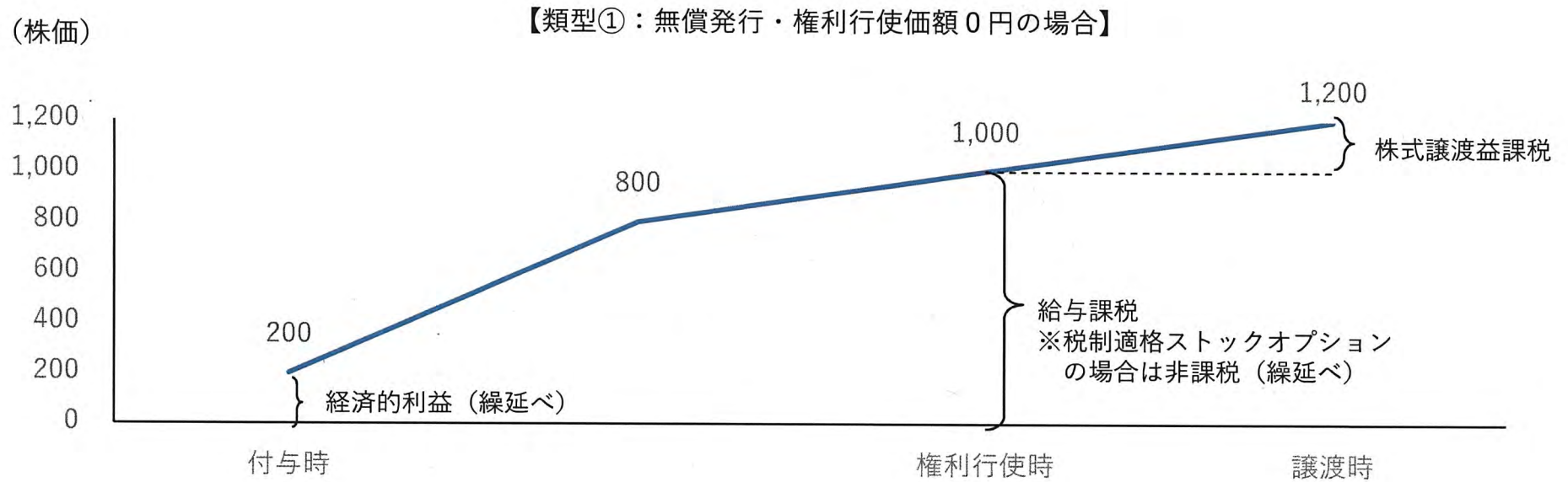
【類型②：一般型・時価発行】



【類型④：信託型・時価発行】



ストックオプションと株価の関係（一般型）



検 討

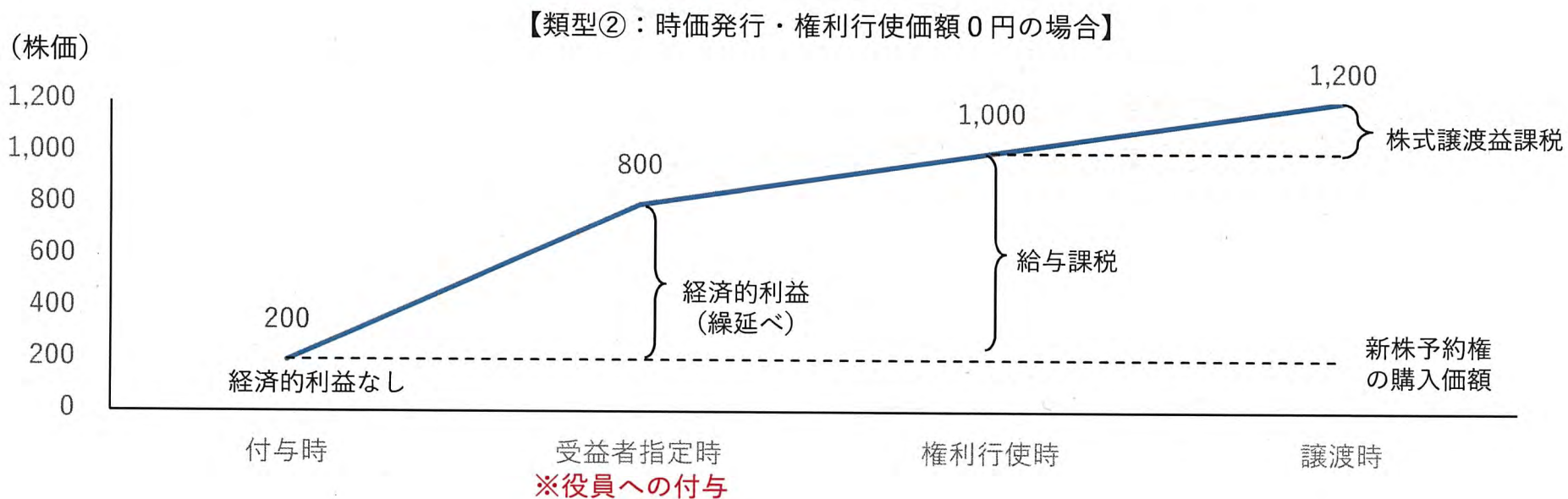
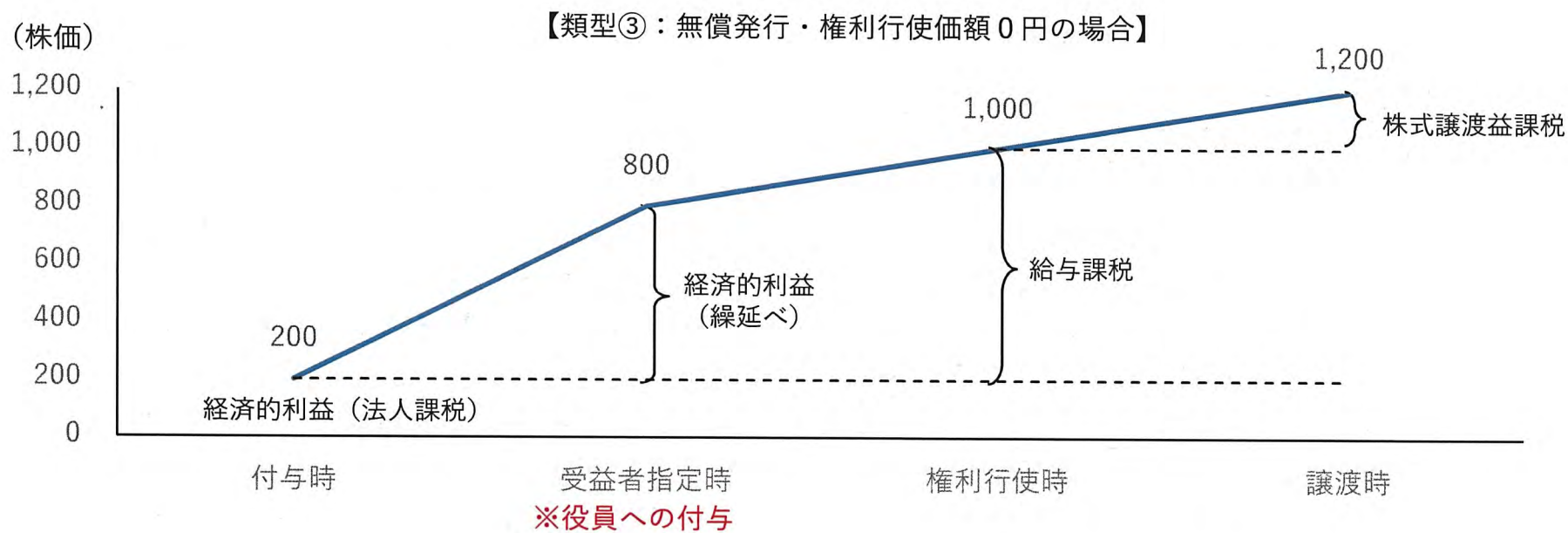
【組成者の主張】

- 信託型・時価発行ストックオプションは、次の点から所令84③の対象とならない。
 - ① 発行会社は信託に対して、ストックオプションを付与しており、役員に与えたものではないことから、権利行使時の給与課税の対象とならない。
 - ② 信託型ストックオプションは、役務提供の対価として信託に付与したものではなく、また、有利発行にも当たらないことから、権利行使時の給与課税の対象とならない。

【国税庁の解釈】

- ① 信託型・時価発行ストックオプションは、発行法人から信託に対してストックオプションが発行されているものの、信託において、ストックオプションの行使が予定されておらず、かつ、ストックオプションの譲渡もできないことから、受益者の指定時において、発行法人から受益者に付与されたものと取り扱うことが相当である。
- ② また、受益者は、信託期間における会社への貢献度によって指定され、かつ、受益者の指定の際に、発行法人に対して金銭の払込みもない（購入に当たらない）ことから、役務提供の対価として付与されたものに該当する。

ストックオプションと株価の関係（信託型）



参考法令

【所得税法施行令（抄）】

（譲渡制限付株式の価額等）

第八十四条

3 発行法人から次の各号に掲げる権利で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものを与えられた場合（株主等として与えられた場合（当該発行法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。）を除く。）における当該権利に係る法第三十六条第二項の価額は、当該権利の行使により取得した株式のその行使の日（第三号に掲げる権利にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日））における価額から次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額による。

- 一 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十四条（商法の一部改正）の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十一第一項（新株予約権の有利発行の決議）の決議に基づき発行された同項に規定する新株予約権 当該新株予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額
- 二 会社法第二百三十八条第二項（募集事項の決定）の決議（同法第二百三十九条第一項（募集事項の決定の委任）の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項（公開会社における募集事項の決定の特則）の規定による取締役会の決議を含む。）に基づき発行された新株予約権（当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものに限る。） 当該新株予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額
- 三 株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合における当該株式を取得する権利（前二号に掲げるものを除く。） 当該権利の行使に係る当該権利の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額

参考法令

【法人税法（抄）】

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第二十九号の二 法人課税信託 次に掲げる信託（・・・）をいう。

ロ 第十二条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。）が存しない信託

【所得税法（抄）】

第九款 信託に係る所得の金額の計算

第六十七条の三 居住者が法人課税信託（・・・）の第十三条第一項（・・・）に規定する受益者（・・・）となつたことにより当該法人課税信託が同号ロに掲げる信託に該当しないこととなつた場合（・・・）には、その受託法人（・・・）からその信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額を基礎として政令で定める金額により引継ぎを受けたものとして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

2 前項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎにより生じた収益の額は、当該居住者のその引継ぎを受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。